

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

○宅地建物取引業法による行政処分……………

……………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………

○建築基準法による意見の聴取……………

……………(都市整備局市街地建築部調整課)……………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………

公告

○住民監査請求に係る監査結果の公表……………

……………(東京都監査委員)……………

雑報

○平成二十八年度決算の要旨……………(東京都職員共済組合)……………

告示

●東京都告示第千六百六十九号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年七月十九日

東京都知事 小池百合子

一 被処分者

(一) 商号 ケーススタイルマネジメント株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 小橋川 嘉久

(三) 主たる事務 千代田区三崎町三丁目三番二十号

所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九四三九八号

(五) 免許年月日 平成二十四年七月十三日

二 処分年月日 平成二十九年七月十日

三 処分内容 免許の取消し

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号

●東京都告示第千七百七十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第五項ただし書及び第九項ただし書の規定による許可申請があつたので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、知事に対し、意見の要旨並びに住居所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成二十九年七月十九日

東京都知事 小池百合子

一 公聴会を行う日時 平成二十九年七月二十七日(木曜日)午後二時から

二 公聴会を行う場所 東京都庁第二本庁舎十階二〇五会議室

新宿区西新宿二丁目八番一号

三 書面の提出先 東京都都市整備局市街地建築部調

整課審査担当(東京都庁第二本庁舎三階)

新宿区西新宿二丁目八番一号

電話〇三(五三八八)三三二七

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

(一)

建築主住 新宿区西新宿二丁目八番一号

所氏名 東京都

港区虎ノ門一丁目二十三番一号

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

江東区有明一丁目七番四

地域地区 第一種住居地域、防火地域及び臨海副都心有明北地区地区計画(有明北一区域)(再開発等促進区を定める地区計画)

工事種別 新築

及び用途 展示場、日用品販売店舗及び飲食店

敷地面積 約三六、五〇四平方メートル

建築面積 約一七、五四一平方メートル

延べ面積 約二七、五七三平方メートル

構造及び 鉄骨造一部木造ほか

階数 地上三階ほか

高さ 三〇・〇メートルほか

適用条項 建築基準法第四十八条第五項ただし書

(二)

建築主住 中央区銀座六丁目十七番一号

所氏名 三井不動産株式会社

建築敷地 江東区豊洲二丁目十五番十二

地域地区 第一種住居地域、工業地域、防火地域及び

豊洲二・三丁目地区地区計画(再開発等促進区を定める地区計画)

申請の概要

工事種別 新築
 及び用途 事務所、ホテル、飲食店、エネルギー供給施設、物販店舗、自動車車庫、自転車駐車場ほか

敷地面積 約一九、一二八平方メートル

建築面積 約九、三九七平方メートル

延べ面積 約一八四、八七〇平方メートル

構造及び階数 鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造ほか

高さ 地上三十六階地下二階ほか
 一七七・五一メートルほか

適用条文 建築基準法第四十八条第五項ただし書

(三)

建築主住所氏名 港区西新橋一丁目七番一号
 虎ノ門駅前地区市街地再開発組合

建築敷地 港区虎ノ門一丁目一番六十三

地域地区 商業地域、防火地域、虎ノ門駅南地区地区
 等 計画及び都市再生特別地区(虎ノ門一丁目三・十七地区)

申請の概要

工事種別 新築
 及び用途 事務所、飲食店及び自動車車庫

敷地面積 約二、七八三平方メートル

建築面積 約二、〇〇四平方メートル

延べ面積 約四七、二七四平方メートル

構造及び階数 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
 地上二十四階地下三階

高さ 一一九・二五メートル

適用条文 建築基準法第四十八条第九項ただし書

●東京都告示第千七百七十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

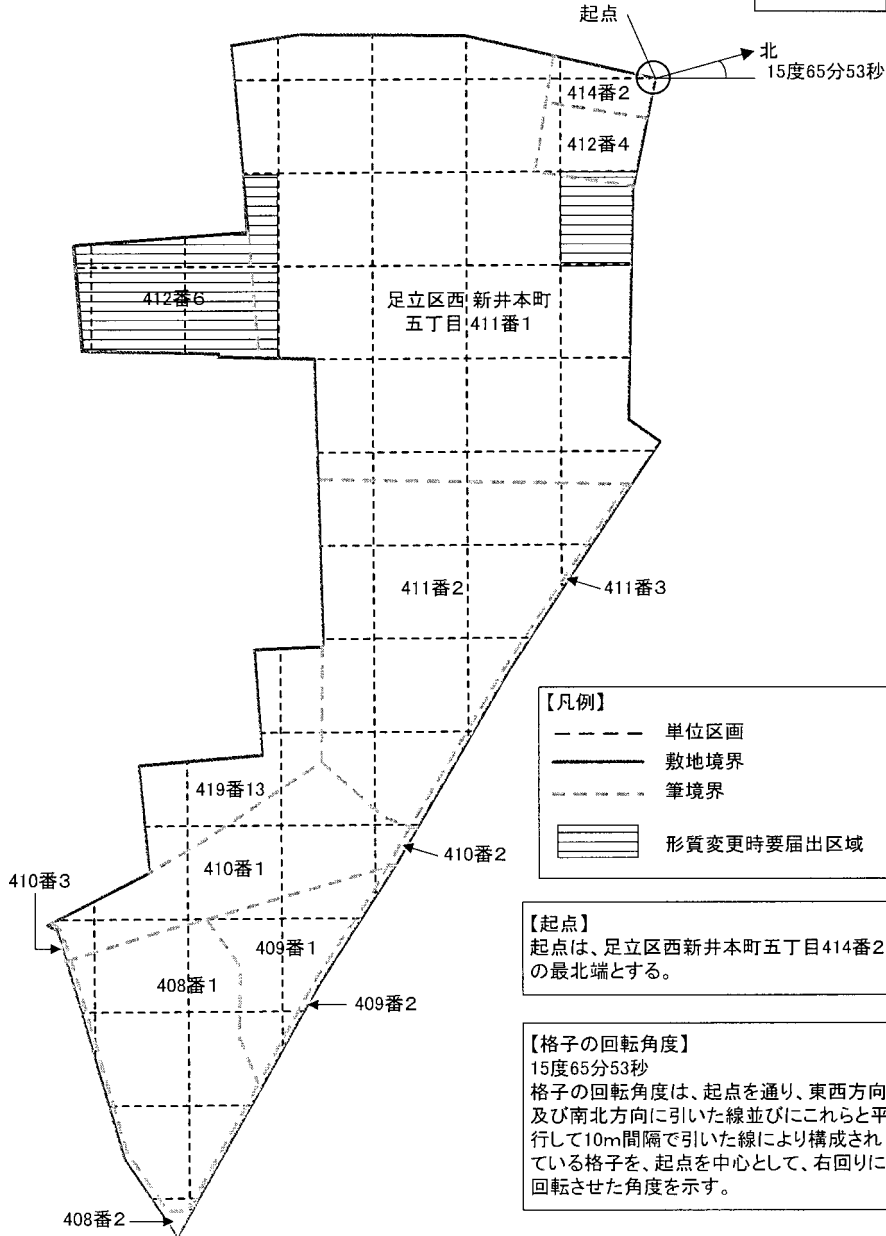
平成二十九年七月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区西新井本町五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、水銀及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

別図



公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果（平成29年5月10日付けで請求人に通知）を次のとおり公表する。

平成29年7月19日

東京都監査委員 鈴木 晶 雅
 東京都監査委員 藤井 一
 東京都監査委員 友田 宗 治
 東京都監査委員 岩本 喜 美 枝
 東京都監査委員 松本 正 一 郎

第 1 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求の提出

平成29年3月13日

3 請求の内容

(1) 主張事実(事実証明書 都立学校施設修繕業務委託の問題点について

(平成29年3月10日) から抜粋)

東京都教育庁は、毎年度、東京都住宅供給公社との間で、都立の高等学校、特別支援学校等の合計240余校の施設修繕業務について、委託契約をしています。この学校関連の東京都住宅供給公社への委託契約の内容は、地方住宅供給公社法第21条に定められた「地方住宅供給公社の業務」以外の業務であり、東京都住宅供給公社が本件契約を受託することは、同条に違反しています。よって、この契約は、締結すること自体、違法になります。この違法な契約について、今回の監査請求の対象となる、不正経理の問題点が、以下のとおり二点あります。この二点について、是正されるよう、地方自治法第242条の規定に基づく住民監査を請求させていただきます。御対応方、何卒よろしくお願い申し上げます。

是正項目 1

東京都住宅供給公社は、同様の修繕契約を東京都都市整備局と締結しています。教育庁から受託する際の東京都住宅供給公社の事務手数料(登録工事店への発注や検査業務等の対価)は、都市整備局との契約の事務手数料に比べて、明らかに高額(高率)です。

都市整備局と締結している都営住宅の設備の修繕契約では、一件の工事を処理するに当たり工事費の4.5%の事務手数料となっています。一方、教育庁と締結している都立学校の設備の修繕契約では、都営住宅と同様の発注方法、検査、支払等で処理されるにもかかわらず、一件の工事につき、工事費の10%の事務手数料となっています。

是正項目 2

地方住宅供給公社は、税法上の特典を有し、法人税等、各種の税について非課税団体となっています。しかし、東京都住宅供給公社の教育庁からの本件受託は、法により禁止されている事業です(本来ありえないことですが、違法な契約が東京都とその監理団体である東京都住宅供給公社との間で実際に行われています。東京都及び東京都住宅供給公社のコンプライアンスの見地から大変重要な問題であり、かつ大きな疑問があります。今回の監査請求の直接的なテーマではないので、適法・違法のみを論じ、違法行為自体の原因究明については評言を差し控えています。)。このため、当該受託に基づく事業は、地方住宅供給公社としての事業とは認められません。

以上により、本件教育庁からの受託は、任意団体の任意事業と位置付ける以外になく、当然、東京都住宅供給公社は非課税の恩恵は享受できず、本件について東京都住宅供給公社に収益があれば、東京都として法人税等の課税・徴収をすべきと考えられます。

(2) 措置請求

ア 上記契約に際し、教育庁から支払われる事務手数料が高額なため、教育庁は、東京都住宅供給公社に対し、適正な事務手数料との差額を返還請求していただきたい。

イ 同契約は、地方住宅供給公社法に定められた、地方住宅供給公社としての事業(同法第21条)に該当しません。地方住宅供給公社としての事業ではない以上、本契約から生じる所得に関し、通常であれば、同公社が非課税とされている法人税等について、納税義務が生じていると思われる。

東京都主税局は、本件を調査の上、必要な課税と徴収を行ってください。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

以下の3点について監査対象とした。

- (1) 平成27年度都立学校施設維持管理業務委託契約（以下「本件契約」という。）は、適法な契約であるか。
- (2) 本件契約において教育庁が精算した事務手数料の額
- (3) 本件契約から生じる東京都住宅供給公社（以下「JKK」という。）の所得に対する法人事業税等の賦課・徴収を怠る事実は、公金の賦課・徴収を怠る事実に当たるか。

2 監査対象局等

教育庁及び主税局を監査対象とした。

また、都市整備局、JKK及び国土交通省に対し、法第199条第8項の規定に基づき関係人調査を行った。

3 証拠の提出及び陳述等

法第242条第6項の規定に基づき陳述については、平成29年4月10日に、請求人から、陳述を欠席し、陳述書及び新たな証拠を提出しないとする旨の申し出があった。

また、平成29年4月13日に、監査対象局職員の陳述の聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 本件契約について

本件契約の概要は表1のとおりである。

(表1)

件名	平成27年度都立学校施設維持管理業務委託契約
契約金額	2,052,387,288円
契約期間	平成27年4月1日～平成28年3月31日
履行場所	都立一橋高等学校ほか243施設
契約締結者	都知事、東京都住宅供給公社理事長 (決定権者 中部学校経営支援センター所長)
業務内容	施設修繕業務等

ア 本件契約を委託することとなった経緯

JKKに委託する以前は、各都立学校が個別に施設の修繕及び設備の保守点検業務をそれぞれ契約していたが、平成18年4月、各都立学校で行っていた契約等の事務を集中処理することにより、学校の事務量を軽減し、事務室の経営機能の強化を図ること等を目的に、都学校経営支援センター（以下「センター」という。）が開設（東部、中部、西部の3所・3支所）され、これに伴い、都内全域（島しょを除く。）の都立学校の施設維持管理業務に係る業者の選定から業務の管理、検査及び支払までの事務処理を包括的に、一括してJKKに委託することとした。

なお、教育庁は、委託に先立ち、平成18年2月27日付「都立学校施設維持管理事務の委託について（協力依頼）」（17教学高第2021号）にて、JKKに本件契約の受託について検討依頼を求めたこと、その理由として、「委託に当たっては、都立学校の教育環境の安定性の確保とともに都内中小企業の受注機会の確保に留意する必要があること、委託する業務の内容が包括的であることなど都の外部団体への委託が望ましいことから、都営住宅等施設管理における高い実績を有するJKKに協力依頼することが適当」と記載されている。

この協力依頼に対し、JKKは、平成18年3月10日付「都立学校施設維持管理事務委託の件について（回答）」（17総企第220号）にて、「東京都教育委員会」の取組は、都の行財政改革の方針に一致する業務改善であるとともに、都立

学校全体の教育の質の向上を目指すものであり、当社の目的である住民の生活の安定と社会福祉の増進の寄与につながるものと考えます。」とし、「都の外郭団体として」、「東京都教育委員会の取組に協力する観点」から、平成18年度の都立学校施設維持管理事務委託の受託を了承している。

イ 本件契約の目的について
都立学校の施設の維持に関する修繕業務等を委託し、所有する施設設備が適正に維持管理されることを目的としている。

ウ 本件契約の委託業務の概要について
都内全域（島しょ等を除く。）の244の都立学校を対象としており、委託する業務は、「施設修繕業務」、「カラス・スズメバチ等営巣除去業務」及び「管理業務」等としている。

施設修繕業務は、施設保全に伴う小規模な修繕及び日常的に発生する小規模な修繕（1件当たり150万円（税込）未満）を対象とした業務である。なお、修繕の施工は、「都立学校工事店制度」に登録された者（495社）のうちJKKが選定した者が行う。

カラス・スズメバチ等営巣除去業務は、都立学校校地内樹木等のカラス・スズメバチ等の営巣調査又は除去の依頼があった場合、現地調査及び営巣除去を行う業務である。なお、調査・除去は、「都立学校工事店制度」に登録された者のうちJKKが選定したものが行う。

支援センター端末移設業務は、都西部学校経営支援センターが移転予定のため、JKKの端末を移転先へ移設する業務である。

(2) 本件契約の管理業務について

ア 施設修繕業務に係る管理業務

(ア) 依頼の受付

① 計画修繕

年度当初、センターからの計画修繕を受け付ける。受付後、速やかにセンサーと時期、施工方法等を協議し、実施計画を作成し、提出する。

② 随時修繕

平日の午前9時から午後6時まで、所定の様式にて都立学校又はセンターからの依頼を受け付ける。

(イ) 依頼内容の確認・着手

依頼内容に不明な点等があった場合は、都立学校又はセンターに確認を行うとともに、受付後は速やかに着手する。なお、計画修繕に関しては、実施計画に基づいて着手する。

(ウ) 都立学校との調整

施工内容を勘案し、都立学校と日程調整を十分に行う。

(エ) 施工者の選定・監督等

地元中小企業の育成に配慮し、積極的な活用を図るため、「都立学校工事店制度」に登録された者を適切に選定する。複数の施工者が関わる場合は、JKKが連絡調整を行う。施工者の学校敷地内や廃棄物の処理等の指導はJKKが行う。

(オ) 完了確認等

工事写真、現場確認等により適正な検査をJKKが実施する。また、完了の都度、都立学校又は当該都立学校を所管するセンターによる修繕完了確認を受ける。施工関係書類、施工者が提出した完了報告書類等を適切に保管する。

(カ) 財産管理上必要な資料等の提供

修繕に伴い一定金額以上の財産の取得、処分等が発生した場合、センターの求めに応じて、JKKの施工依頼書類等の写しを提供する。

イ カラス・スズメバチ等営巣除去業務に係る管理業務

(ア) 受付

平日の午前9時から午後6時まで、所定の様式にて都立学校から依頼を受け付ける。

(イ) 依頼内容の確認・着手

依頼内容に不明な点等があった場合は、都立学校に確認を行うとともに、受付後は速やかに着手する。

(ウ) 都立学校との調整

都立学校と日程調整を十分に行う。

(エ) 実施者の選定・監督等

地元中小企業の育成に配慮し、積極的な活用を図るため、「都立学校工事店制度」に登録された者を適切に選定する。複数の実施者が関わる場合は、JKKが連絡調整を行う。実施者の学校敷地内や廃棄物の処理等の指導はJKKが行

う。

(オ) 完了確認等

調査写真、現場確認等により適正な検査をJKKが実施する。また、調査・除去の都度、履行場所の都立学校の確認を受ける。関係書類及び実施者が提出した完了報告書類等を適切に保管する。

(カ) 報告

報告には、所定の事項を記載する。

ウ 管理調整業務

(ア) 執行体制の報告

JKKの業務執行体制、休日・夜間等の業務体制及び緊急事態が発生した場合等の臨時体制を報告する。

(イ) 委託業務完了報告書の提出

半期ごとに委託業務の執行実績をまとめた所定の報告書を作成し、委託者に提出する。

(ウ) 支払委託料の管理

委託者から受領した委託料を預金口座に預金し管理を行い、委託期間満了後に精算残金が発生した場合は、委託者の請求に基づき返納する。

(エ) 精算関係書類の提出

施工者から提出された書類を毎月とりまとめるとともに各センターへ提出する。

(オ) 成果物の整理・保管

施設修繕業務及びカラス・スズメバチ等営巣除去業務に係る書類を適切に整理・保管を行う。また、求めに応じて成果物に関する書類の写しを提出する。

(カ) 学校別の委託予算執行状況管理

委託業務について所定の書式により執行状況等を委託者に毎月報告を行う。なお、執行状況は学校別・委託業務別に管理し、所定の様式により精算時に出す。施設修繕業務については、委託者が示す都立学校別予算の執行管理を行うとともに第4四半期においては、毎月決算見込額を作成し報告する。

(キ) 都立学校施設管理情報の登録等

教育庁から提供される対象の都立学校の施設情報をJKKが保有する営繕システムに保存管理する。また、JKKが実施した各都立学校の修繕実績を修繕

履歴として保存・管理するとともに、修繕に係る執行状況を管理する。

センターが実施した各都立学校における修繕実績について、教育庁から依頼があった場合、JKKが保有する営繕システムに保存管理する。

修繕実施状況、修繕履歴等については、センターにおいて常時、電子情報により閲覧できる環境を整備する。

(ク) 都立学校工事店制度の導入

地元中小企業の育成に配慮し、積極的な活用を図るため、都立学校の修繕を行う工事店を募った「都立学校工事店制度」を導入する。

「都立学校工事店制度」の加入対象は、平成15年度以降に都立学校において修繕、建築設備保守、営巣除去等の実績を有する者とし、対象者一覧は、教育庁がJKKに貸与しており、「都立学校工事店制度」に関する募集、登録、契約、研修、指導等は、JKKの責任において実施する。

(ケ) 都立学校第二原図・設計図書との貸与及び管理

貸与品については、善良な管理者としての注意義務をもって適正に保管及び管理するとともに、関係資料の保護について万全の措置を講じる。

(3) 本件契約における積算基準等

事業費に計上される業務は、施設修繕業務及びカラス・スズメバチ等営巣除去業務である。施設修繕業務は、「直接工事実施額」であり、カラス・スズメバチ等営巣除去業務は、「カラス・スズメバチ等営巣除去実施額」である(いずれも税抜き)。

管理業務費は、「施設修繕業務及びカラス・スズメバチ等営巣除去業務」(事業費実施額×10%) + 「管理調整費」(26万円×244(施設数)) + 「シズテム経費」として計算している(いずれも税抜き。円未満の端数切り上げ)。

本件契約の契約額・決算額の内訳は(表2)のとおりであり、本件契約の契約金額と決算額との差額244,735,458円は、本件契約の精算額として平成28年5月11日に決定されている。

（表2）

（単位：円）

項目	契約額【A】	決算額【B】	差額【A-B】
事業費	1,664,894,900	1,458,966,473	205,928,427
施設修繕及びガラス・スズメバチ等営業除去業務（事業費の10%）	-	145,896,648	-
管理業務費	-	63,440,000	-
管理調整費※	-	5,448,574	-
システム経費	-	-	-
計	235,463,700	214,785,222	20,678,478
小計	1,900,358,600	1,673,751,695	226,606,905
消費税	152,028,688	133,900,135	18,128,553
合計	2,052,387,288	1,807,651,830	244,735,458

※ 前記(2)「管理調整業務」(ア)から(ク)までの事務ごとの事務量(時間数)を過去の実績を基に積算し、1施設当たりの時間数を算出。その時間数に時間当たりの人件費を乗じて1施設当たりの金額を算出し、その金額に対象施設数を乗じて算出。

(4) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号。以下「公社法」という。）について

ア 目的、定款

地方住宅供給公社の目的は、「住宅の不足の著しい地域において、住宅を必要とする勤労者の資金を受け入れ、これをその他の資金とあわせて活用して、これらの者に居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給」することを目的としている。（第1条）

地方住宅供給公社は、定款をもって、業務及びその執行に関する事項を定めなければならない（第5条第1項第6号）、定款の変更は、国土交通大臣の認可を受けなければならない（同条第2項）

イ 業務

地方住宅供給公社の業務を規定する第21条において、第3項では、「地方公社は、第1条の目的を達成するため、第1項の業務のほか、次の業務の全部又は一部を行うことができる。」と定められており、同条同項第4号では「住宅の用に供する宅地の造成と併せて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行うことが適当である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行うこと。」が、同条同項第6号では「前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。」が規定されている。また、同条同項第8号では、「(略)業務の

遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理、宅地の造成及び賃貸その他の管理並びに市街地において自ら又は委託により行う住宅の建設と一体として建設することが適当である商店、事務所等の用に供する施設及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行うこと。」が定められている。

ウ 報告、検査及び監督命令

国土交通大臣又は設立団体の長は、必要があると認めるときは、地方住宅供給公社に対して業務及び資産の状況に関し報告を求め、又はその職員をして地方住宅供給公社の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。（第40条）

国土交通大臣又は設立団体の長は、地方住宅供給公社の業務の健全な運営を確保し、又は住宅の積立分譲に関する契約をした者を保護するため必要があると認めるときは、地方住宅供給公社に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができ、ただし、国土交通大臣は、設立団体の長が必要な命令をすることを怠っていると認めた場合に限り、その命令をすることができる。（第41条）

エ 違法行為に対する措置、罰則

国土交通大臣又は設立団体の長は、地方住宅供給公社の業務又は会計が、公社法及び公社法に基づく命令や国土交通大臣、都道府県知事の処分又は定款、業務方法書等に違反すると認めるときは、当該公社に対して、公社法の目的を達成するため必要な限度において、業務の全部又は一部の停止その他必要な措置を命ずることができる（第42条）

地方住宅供給公社が、公社法第21条に規定する業務以外の業務を行ったとき、その違反行為をした地方住宅供給公社の役員は、20万円以下の過料に処するとされている。（第49条第1項第3号）

(5) JKKの定款で定める目的及び事業について

目的を規定する第1条では、「この地方公社は、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、もつて住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されている。

この目的を達成するため、第22条第1項第9号では「地方公共団体の委託等

により公営住宅等の管理に関する業務を行うこと。」と定められている。

(6) 地方住宅供給公社に係る地方税法（昭和25年法律第226号）上の法人事業税等の取扱い

法人事業税については、第72条の4第1項により「国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。」とされており、同条同項第3号に地方住宅供給公社が掲げられていることから、非課税とされている。

法人住民税については、均等割と法人税割の2種類があり、均等割については、非課税規定が適用される法人ではないことから課税対象である。また、法人税割については、法人税の額を課税標準として税額を計算することとなるが、法人税法（昭和40年法律第34号）第4条第2項により「公共法人は、前項の規定にかかわらず、法人税を納める義務がない。」と定められており、公共法人に地方住宅供給公社が含まれていることから非課税とされている。

2 監査対象局の説明

(1) 陳述の内容

ア 教育庁

(ア) 本件で取り扱う業務委託の概要

a 都立学校施設維持管理業務委託契約の概要

教育庁では、平成27年度時点で、高等学校186校、中等教育学校5校、中学校5校、特別支援学校58校の都立学校を配置している。そのうち、島しょ及び都外に設置の都立学校8校を除く計244施設（同じ敷地内に学校を配置している学校、閉校後の管理を行っている学校及び分校等の状況を考慮すると前段の学校数の合計とは一致しない。）を修繕の対象として、本件契約をJKKと締結をしている。

契約は、いわゆる単年度契約により、平成18年4月から本件請求があった現在に至るまで、継続して実施をしている。

本件契約の対象となる業種は建築や土木、電気設備等多岐にわたる。修繕内容の例として、窓ガラス破損修理、漏水補修、屋内照明補修等が挙げられる。都立学校又はセンター（3所・3支所）からの依頼を受け、JKKが学校所在地の工事店に発注をしている。

支払額の算定に当たっては、概算払の形態を採っている。支払は半期ごとに行っており、その都度精算を行っている。

なお、契約に係る事案決定に当たっては、昭和54年6月1日付教総企発第17号「知事の補助執行事務のうち経理に関する事案の決定について」により、中部学校経営支援センター（以下「中部センター」という。）が事案決定を行っている。

b 本件契約の状況

本件契約では、契約金額2,052,387,288円（上期925,150,329円、下期1,127,236,959円）として、平成27年4月1日に契約締結を行った。委託期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日までである。

本件請求で主題となっている事務手数料等の算出方法及び決算状況について本件契約の状況は表3のとおりである。

(表3)

項目	算出方法	決算額
事業費	施設修繕業務等 施設修繕業務等の10%	1,458,966,473円 145,896,648円
管理業務費	(本件請求書上の「事務手数料」) 管理調整費 ×244施設 システム経費 一式	1校当たり260,000円 63,440,000円 5,448,574円
小計		1,673,751,695円
消費税及び地方消費税の額		133,900,135円
合計		1,807,651,830円

(イ) 本件契約の事務手数料の妥当性について

a 事務手数料の実態的な状況と類似する契約との比較

本件契約では、上記(ア) bに記載の算出方法により事務手数料の算出を行っている。参考に、支払額総額(1,673,751,695円)に対する管理業務費の額(214,785,222円)の率を間接経費率とすると、本件契約の間接経費率は12.83%である。現在、都においては、本件契約と同